

特 15

343

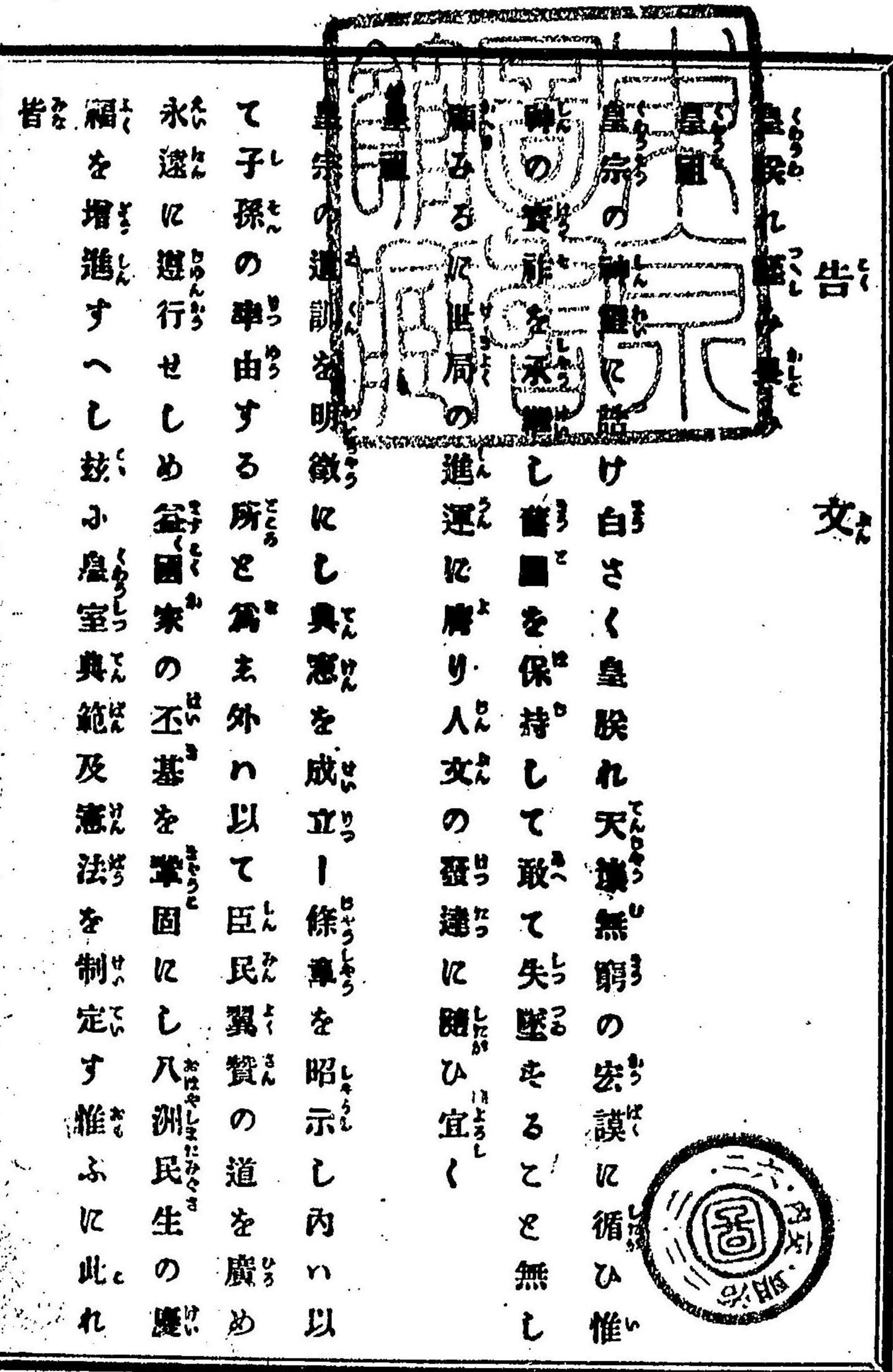
明治二十二年二月十九日發行

大日本傍説會法
帝國附則

東京

同盟書肆

特15
343 W215390



皇宗の後裔に貽一とよへる統治の洪範を紹述するに外ならず而して朕が躬に遠て時と共に舉行するふとを得るゝ

洵に

皇祖

皇宗

及我

皇祖

皇宗

及

皇考の威靈ふ倚藉するに由らざるゝ無し皇朕れ仰て此の憲章を履行して懇々さらむことを誓ふ所幾くひ神靈此れを鑒みたまへ

憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕か祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す
惟ふに我か祖我か宗は我か臣民祖先の協力輔翼に依り我か帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我か神聖なる祖宗の威徳と並び臣民の忠實勇武ふして國を愛し公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我か臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕かの光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固あらしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はさるなり

朕祖宗の遺烈を承れ萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民へ即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を増進し其の懿德良能を發達せしめむことを願ひ又其の翼賛に依與に俱に國家の進退を扶持せむとを望み乃ち明治十四年十月十四日の詔命を履蹕し茲み大憲を制定し朕が率由する所を示す朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知しむ國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫へ將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを慇らざるべし

朕ハ我が臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保護し

此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむへきふとを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有効なうしむるの期とすへし將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るふ至つては朕が繼続の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕か子孫及臣民は敢て之を紛更を試みることを得ざるへし

朕か在廷の大臣は朕か爲に此の憲法を施行するの責に任すへく朕か現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に從順の義務を負ふへし

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

六

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系の天皇之を統治す
- 第二條 皇位ハ皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す
- 第三條 天皇ハ神聖にして侵すへからず
- 第四條 天皇ハ國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ
- 第五條 天皇ハ帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ
- 第六條 天皇ハ法律を裁可を其の公布及執行を命ず
- 第七條 天皇ハ帝國議會を召集し其の開會閉會及衆議院の解散を命ず
- 第八條 天皇ハ公共の安全を保持し又ハ其の災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るへき勅令を發す
- 第九條 此の勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すへし若議會に於て承諾せざるときニ政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すべし
- 第十條 天皇は法律ヲ執行する爲ニ又ハ公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲に必要な命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず
- 第十一條 天皇は行政各部の官制及文武官ハ俸給を定め及文武官を任免す但し此の憲法又は他の法律に特例を掲げたるものは各其の條項に依る
- 第十二條 天皇ハ陸海軍の編制及常備兵額を定む
- 第十三條 天皇ハ戰を宣し和を講じ及諸般の條約を締結す

内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
樞密院議長 伯爵伊藤博文
外務大臣 伯爵大隈重信
海軍大臣 伯爵西郷從道
農商務大臣 伯爵井上馨
司法大臣 伯爵山田顕義
大藏大臣 兼 伯爵松方正義
文部大臣 子爵森有禮
遞信大臣 子爵榎本武揚

第十四條

天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力の法律を以て之を定む

第十五條 天皇は爵位勳章及其他の榮典を授與す

第十六條 摄政は天皇の名に於て大權を行ふ

第十七條 摄政を置くは皇室典範の定むる所に依る

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

第二章 臣民権利義務

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應し均く文武官ふ任せられ及其他の公務に就くことを得

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す

第二十一條 日本臣民の法律の定むる所に從ひ納稅の義務を有す

第二十二條 日本臣民の法律の範圍内に於て居住及移轉の自由を有す

第二十三條 日本臣民ハ法律小依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることをなし

第二十四條 日本臣民ハ法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪へる、ことをなし

第二十五條 日本臣民ハ法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらる、ことをなし

第二十六條 日本臣民ハ法律に定めたる場合を除く外信書の祕密を侵さる、ことをなし

第二十七條 日本臣民ハ其の所有權を侵さる、ことをなし

第二十八條 公益の爲必要なる處分と法律の定むる所に依る

第二十九條 日本臣民ハ安寧秩序を妨げ及臣民たるの義務に背かざる限り於て信教の自由を有す

第三十條 日本臣民ハ法律の範圍内小於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

第三十一條 日本臣民ハ相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に従ひ請願を爲す事を得

第三十二條 本章に掲げたる條規ハ陸海軍の法令又ハ紀律に抵觸せざるものに限り軍人に準行を

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

第三十四條 貴族院は貴族院令の定る所小依公族華族及勅任爲れたる議員を以て組織を

第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所小依公選せられたる議員を以て組織を

第三十六條 何人も同時小兩議院の議員たることを得ず

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

第三十八條 同議院は政府の提出する法律案を議決及各々法律案を提出することを得

第三十九條 同議院の之一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを得

得ず

第四十條　兩議院ハ法律又は其の他の事件小付各々其の意見を政府に建議することを得
但し其の採納を得ざるものと同會期中ふ於て再び建議することを得ず

第四十一條　帝國議會は毎年之召集す
第四十二條　帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合ふ於ては勅命を以て之を延長する事あるべし

第四十三條　臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すべし
臨時會の會期を定むるハ勅命依る

第四十四條　帝國議會の開會閉會會期の延長及停會ハ兩院同時に之を行ふべし
衆議院解散を命ぜられたるときハ貴族院ハ同時に停會せらるべし

第四十五條　衆議院解散を命ぜられたるときハ勅命を以て新に議員を選舉せしめ解散の日より五箇月以内に之を召集すべし

第四十六條　兩議院ハ各其の總議員三分の一以上出席するに非されハ議事を開き議決を爲をことを得ず

第四十七條　兩議院の議事ハ過半數を以て決す可否同數あるときは議長の決する所に依る

第四十八條　兩議院の會議ハ公開す但し政府の要求又は其の院の決議に依り秘密會と爲すことを得

第五十條　兩議院ハ臣民より呈出す請願書を受くることを得

第五十一條　兩議院ハ此の憲法及議院法に掲ぐるもの、外内部の整理に必要なる諸規則を定むることを得

第五十二條　兩議院の議員ハ議院に於て發言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふことなし但議員自ら其の言論を演説刊行筆記又は其他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし

第五十三條　兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關る罪を除く外會期中其院の許諾なくして逮捕せらる、ことなし

第五十四條　國務大臣及政府委員ハ何時たりとも各議院に出席し及發言することを得

第四章　國務大臣及樞密顧問

第五十五條　國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任ず
凡て法律勅令其他國務ふ開る詔勅ハ國務大臣の副署を要す

第五十六條　樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議す

第五章　司法

第五十七條　司法權は天皇の名に於て法律小付各々其の意見を政府に建議することを得
裁判所の構成は法律を以て之を定む

第五十八條　裁判官ハ法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任す

裁判官ハ刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其の職を免せらるゝことなし

懲戒の條規ハ法律を以て之を定む

第五十九條 裁判の對審判決は之を公開を但し安寧秩序又そ風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

第六十條 特別裁判所の管轄ふ屬すべきものは別に法律を以て之を定む

第六十一條 行政官廳の違法處分ふ由り権利を傷害せられたりとするの訴訟ふして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理せるの限に在らす

第六章 會計

第六十二條 新に租稅を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むへし

但し報償に屬する行政上の手數料及其他の收納金は前項の限に在らず

第六十四條 國家の歲出歲入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經へし

豫算の款項ふ超過し又は豫算の外に生したる支出あるとたゞ後日帝國議會の承諾を求むるを要す

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すへし

第六十六條 皇室經費ハ現在の定額ふ依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

第六十七條 憲法上の大權に基つける既定の歲出及法律の結果に由り又そ法律上政府の義務に屬する歲出ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又へ削減することを得ず

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫先年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

第六十九條 避くへかうざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外ふ生れたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへ

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て内外の情形ふ因り政府は帝國議會を召集するこ能はさるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會ふ提出し其の承諾を求むるを要す

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又へ豫算成立に至らざるときは政府ハ前年度の豫算を施行すへし

第七十二條 國家の歲出歲入の決算ハ會計検査院之を検査確定し政府ハ其の検査報告と俱に之を帝國議會に提出すへし

會計検査院の組織及職權ハ法律を以て之を定む

第七章 税則
将来此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て豫案を帝國議

會の議ぎ小付よをへし
此の場合ばは於て兩議院は各其の總員三分の二以上出席する小非されは議事を開くことを得す出席議員三分の二以上の多數を得る小非され改正の議決を爲すことを得す

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を經るを要せず

皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘らず此の憲法に矛盾せざる現行の法令へ總て適用の効力を有す
歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

○法 律

朕樞密顧問の諮詢を經て議院法を裁可し之を公布せしめ併せて貴族院及衆議院成立の日より各々本法に依り施行すべきとを命す

御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵黒田清隆
樞密院議長	伯爵伊藤博文
海外務大臣	伯爵大隈重信
海軍大臣	伯爵西郷從道
農商務大臣	伯爵井上馨
司法大臣	伯爵山田顯義
陸軍大臣	伯爵大山巖
文部大臣	子爵榎本武揚
通信大臣	

法律第二號
議院法

第一章 帝國議會の召集成立及開會

第一編 帝國議會召集の期日を定め歩くとも四十日前之を告布すべし

第二條 議員の召集の勅諭に指定したる期日に於て各議院の會堂に集會すへし

第三條 衆議院の議長副議長は其の院に於て各々三名の候補者を選舉せしめ其の中より之を勅任すへし

議長副議長の勅任せらるゝ、または書記官長議長の職務を行ふへし

第四條 各議院ハ抽籤法に依り總議員を數部に分割し毎部々長一名を部員中より互選をへし

第五條 兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め兩院議員を貴族院に會合せしめ開院式を行ふへし

第六條 前條の場合に於て貴族院議長は議長の職務を行ふへし

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院の議長副議長は各々一員とす

第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期に依る

第九條 衆議院の議長副議長辭職又は其の他の事故に由り闕位となりたるときは繼任者の

任期は仍前任者の任期に依る

第十條 各議院の議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

第十一條 論長と議會閉會の間において仍其の議院の事務を指揮を

第十二條 議長は常任委員會及特別委員會に臨席し發言することを得且其表決の數に預らず

第十三條 各議院に於て議長故障あるときは副議長之を代理す

第十四條 各議院に於て議長副議長俱に故障あるときハ假議長を選舉し議長の職務を行はしむべし

第十五條 各議院の議長副議長ハ任期滿限に達するも後任者の勅任せらるゝ、または仍其の職務を繼續すへし

第十六條 各議院に書記官長一人書記官數人を置く

第十七條 書記官長は議長の指揮に依り書記官の事務を提理し公文に署名す

書記官は議事錄及其他の文書案を作り事務を掌理す

書記官の外他の必要なる職員ハ書記官長之を任す

第十八條 兩議院の經費は國庫より之を支出す

第三章 議長副議長及議員歲費

第十九條 各議院の議長は歲費として四千圓副議長は二千圓貴族院の被選及勅任議員及衆

議院の議員は八百圓を受け別ふ定むる所の規則より旅費を受く但し召集に應せざる者は歲費を受くることを得ず

第二十五條 場合に於てハ第一項歲費の外議院の定むる所により一日五圓より多からざる手當を受く

第四章 委員

第二十條 各議院ハ委員は全院委員常任委員及特別委員の三類とす
全院委員は議院の全員を以て委員と爲すものとす

常任委員は事務の必要に依り之を敷科又分割し負擔の事件を審査する爲に各部又於て同數の委員を總議員中より選舉し一會期中其の任務在るものとす

特別委員は一事件を審査する爲に議院の選舉を以て特に付託を受くるものとす

第二十一條 全院委員長は一會期ごとに開會の始迄於て之を選舉す

常任委員長及特別委員長は各委員會に於て之を互選す

第二十二條 全院委員會と議院三分の一以上常任委員會及特別委員會は其委員半數以上出席するに非されば議事を開き議決を爲すことを得ず

第二十三條 常任委員會及特別委員會の議員の外傍聴を禁す但し委員會の決議に由り議員の傍聴を禁することを得
第二十四條 各委員長は委員會の經過及結果を議院に報告す
第二十五條 各議院ハ政府の要求に依り又ハ其の同意を経て議會閉會の間委員をして議論の審査を繼續せしむるふとを得

第五章 會議

第二十六條 各議院の議長は議事日程を定めて之を議院に報告す
議事日程ハ政府より提出したる議案を先にすへし但し他の議事緊急の場合に於て政府の

同意を得たるときは此の限り在らず

第二十七條 法律の議案は三讀會を経て之を議決すべし但し政府の要求若ハ議員十人以上の要求又は議院又は出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるときは三讀會の順序を省略することを得

第二十八條 政府よと提出したる議案は委員の審査を経ずして之を議決することを得ず但し緊急の場合にて政府の要求又は議員十人以上の要求又は議院又は出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるときは三讀會の順序を省略することを得

第二十九條 凡て議案を發議し及議院の會議に於て議案に對し修正の動議を發するものハ二十人以上の賛成あるに非されば議題と爲すことを得ず

第三十條 政府ハ何時たりとも既に提出したる議案を修正し又は撤回することを得
第三十一條 凡て議案は最後に議決したる議院の議長より國務大臣を經由して之を奏上す
へし

但し兩議院の一に於て提出したる議案にして他の議院に於て否決しきるときは第五十四条第二項の規定に依る

第三十二條 兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せらるゝものこの次の會期までに公布せらるべし

第六章 停會閉會

第三十三條 政府が何時たりとも十五日以内に於て議院の停會を命ずることを得議院停會の後再び開會したるときは前會の議事を繼續すべし

第三十四條 衆議院の解散に依り貴族院小停會を命じたる場合に於てハ前條第二項の例に依ラス

第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案建議請願の議決に至らざるものハ後會に繼續せを但一第二十五條の場合に於ては此の限に在ラス

第三十六條 閉會は勅命に由リ兩議院合會に於て之を舉行すヘシ

第七章 祕密會議

第三十七條 各議院の會議ハ左の場合に於て公開を停むるふとを得

- 一 議長又ハ議員十人以上の發議に由リ議院之を可決しるるとき
- 二 政府より要求を受けるとき

第三十八條 議長又ハ議員十人以上より祕密會議を發議したるときは議長は直小傍聴人を退去せしめ討論を用ひずして可否の決を取るヘシ

第三十九條 祕密會議は刊行することを許さモ

第八章 豫算案の議定

第四十條 政府より豫算案を衆議院に提出一たるとときは豫算委員は其の院に於て受取りたる日より十五日以内に審査を終り議院に報告すべし

第四十一條 豫算案に就き議院の會議に於て修正の動議を發せるものは三十人以上の賛成あるに非されハ議題と爲すことを得

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言ハ何時たりとも之を許すヘシ但し之が爲に議員の演説を中止せしむることを得

第四十三條 議院に於て議案を委員に付したるときは國務大臣及政府委員ハ何時たりとを委員會に出席し意見を述ふることを得

第四十四條 委員會は議長を經由して政府委員の説明を求むることを得

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數に預のトモ

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會を開くときは毎會委員長より其の主任の國務大臣及政府委員に報知すべし

第四十七條 議事日程及議事ふ開る報告と議員に分配すると同時に之を國務大臣及政府委員に送付すべし

第十章 質問

第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲すむとするときは三十人以上の賛成者あるを要モ

質問ハ簡明なる主意書を依り賛成者と共に連署して之を議長に提出すべし

第四十九條 質問主意書ハ議長之を政府に轉送し國務大臣ハ直に答辯を爲し又は答辯をへき期日を定め若答辯を爲さざるときは其の理由を示明すべし

第五十條 國務大臣の答辯を得又は答辯を得ざるときは質問の事件小付議員の建議の聽聞

を爲すことを得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏せむとするときは文書を奏呈し又は議長を以て總代とし謁見を請ひ之を奉呈することを得

各議院の建議は文書以て政府に呈出すへし

第五十二條 各議院に於て上奏又は建議の動議は三十人以上の賛成あるか非され議題と爲すことを得ず

第十二章 兩議院關係

第五十三條 象算を除く外政府の議案を付するへ兩議院の内何れを先みするも便宜ふ依る

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決し又は修正して議決したるときは乙議院に之を移すへし乙議院に於て甲議院の議決に同意し又は否決したるときは之を奏上するを同時に乙時に甲議院を通知すへし

乙議院に於て甲議院の提出したる議案を否決したるときは之を甲議院に通知すへし

第五十五條 乙議院に於て甲議院より移したる議案に對しては更に修正の動議を爲すことと許さず

協議會に於て成立したる成案に對しては更に修正の動議を爲すことと許さず

第五十七條 外務大臣政府委員及各議院の議長に何時よりも兩院協議會に出席して意見を述べることを得

第五十六條 兩院協議會は兩議院より各々十人以下の同數の委員を選舉し會同せしむ委員の

協議案成立するときは議案を政府より受取り又は提出する甲議院に於て先づ之を議し

次に乙議院に移すへし

第五十九條 兩院協議會に於て可否の決を取るは無名投票用る可否同數なるときは議長の決せる所と依る

第六十條 兩院協議會の議長は兩議院協議委員から於て各一員を互選し毎會更代して席に當らしむへし其の初會に於ける議長は抽籤法を以て之を定む

第六十一條 本章規定する所の外兩議院交渉事務の規程は其の協議に依り之を定むへし

第十三章 請願

第六十二條 各議院に提出する人民の請願書ハ議員の紹介に依り議院之を受取るへし

第六十三條 請願書と各議院に於て請願委員交付し之を審査せしむ

請願委員請願書を以て規程に合とすと認むるときは議長は紹介の議員を經て之を却下すへし

第六十四條 請願委員は請願文書表を作り其の要領を錄し毎週一回議院に報告すへし

請願委員特別の報告が被れる要求又は議員三十人以上の要求あるときは各議院の其請願

事件を會議に付すべし

第六十五条 各議院が於て請願の採擇すべきことを議決したるときは意見書を附し其の請願書を政府に送付し事宜ふ依り報告を求むることを得

第六十六条 法律に依り法人を認められる者を除く外總代の名義を以てする請願は各議院之を受くるを得ず

第六十七条 各議院は憲法を變更するの請願を受くるを得ず

第六十八条 各請願書は總て哀願の體式を用うへし若請願の名義に依りす若くは其の體式に違ふものは各議院之を受くるを得ず

第六十九條 請願書にして皇室に對し不敬の語を用ひ政府又は議院に對し侮辱の語を用ゐるものは各議院之を受くるを得ず

第七十条 各議院は司法及行政裁判に干預するの請願を受くるを得ず

第七十一条 各議院は各別に請願を受け互に相干預せず

第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係

第七十二条 各議院へ人民に向て告示を發することを得ず

第七十三条 各議院へ審査の爲ふ人民を召喚し及議員を派出することを得ず

第七十四条 各議院より審査の爲め政府か向て必要ある報告又は文書を求むるとたは政府ハ秘密に涉るものを除く外其の求に應すへし

第七十五条 各議院と國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會に向て照會往復すること

を得ず

第十五章 退職及議員資格の異議

第七十六条 衆議院の議員にて貴族院議員に任せられ又は法律に依り議員たることを得ざる職務に任せられるとときは退職者とす

第七十七条 衆議院の議員ふして撲擧法か記載したる被撲の資格を失ひたるとたば退職者とす

第七十八条 衆議院に於て議員の資格に付異議を生じたるときに特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すべし

第七十九條 裁判所ふ於て當撲訴訟の裁判手續を爲したるものと衆議院に於て同一事件に付審査をることを得ず

第八十條 議員其の資格なきみを證明せらるゝに至るまでは議院に於て位列及發言の權を得はす但し自身の資格審査に關る會議に對しては辯明することを得るも其の表決に預かるを得ず

第十六章 請假辭職及補闕

第八十一條 各議院の議長へ一週間に超えざる議員の請假を許可することを得其の一週間を越えるものは議院に於て之を許可す期限をきものは之を許可することを得ず

第八十二條 各議院の議員は正當の理由を以て議長に届出ずして會議又は委員會に出席することを得ず

第八十三条 衆議院は議員の辭職を許可することを得

第八十四条 何等の事由に拘らず衆議院議員に國員を生したるときは議長より内務大臣に通牒し補闕選舉を求むへし

第十七章 紀律及警察

第八十五条 各議院開會中其の紀律を保持せむか爲内務警察の權ハ此の法律及各議院に於て定むる所の規則又從ひ議長之を施行す

第八十六条 各議院に於て要する所の警察官吏の政府之を派出し議長の指揮を受けしむ

第八十七条 會議中議員此の法律若ヘ議事規則に違ひ其の他議場ノ秩序を紊るときハ議長は之を警戒し又ハ制止し又ハ發言を取消さしむ命令從へざるとき議長は當日の會議を終るまで發言を禁止し又は議場の外に退去せしむることを得

第八十八条 議場騒擾にして整理し難きときは議長ハ當日の會議を中止し又ハ之を開つるとを得

第八十九條 傍聴人議場の妨害を爲す者あるときは議長ハ之を退場せしむることを得
於ては之を警察官廳に引渡ししむることを得

第九十条 議場の秩序を紊る者あるときは國務大臣政府委員及議員ハ議長の注意を喚起するこどを得

第九十一条 各議院又於て皇室小對し不敬の言語論說を爲すことを得

第九十二条 各議院に於て無禮の語を用ゐることを得モ及他人の身上に涉り言論することを得

第九十三条 議院又ハ委員會に於て誹謗侮辱を被りたる議員は之を議院ふ訴へて處分を求むへし私に相報復ることを得

第十八章 懲罰

第九十四条 各議院は其の議員小對し懲罰の權を有す

第九十五条 各議院に於て懲罰事犯を審査する爲ニ懲罰委員を設く

懲罰事犯あるときは議長は先づ之を委員小付し審査せしめ議院の議を経て之を宣告す

各委員會又ハ各部又於て懲罰事犯あるときは委員長又ハ部長は之を議長に報告し處分を求むへま

第九十六條 懲罰ハ左の如し

一 公開したる議場小於て譴責を

二 公開したる議場に於て適當の謝辭を表せしむ

三 一定の時間出席を停止す

第九十七条 衆議院に於て除名ハ出席議員三分の二以上の多數を以て之を決すへし

第九十八条 衆議院ハ除名の議員再選に當る者を拒むことを得

第九十九條 議員は二十人以上の賛成を以て懲罰の勧請を爲すことを得

懲罰の勅議へ事犯ありし後三日以内之を爲すへし

第九十九條 議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間に召集に應せざるふ由り又ハ正當の理由なくして會議又ハ委員會於闕席する小由り苦ハ請暇の期限を過ぎるに由リ議長より特小招狀を發し其の招狀を受れたる後一週間内仍故なく出席せざる者ハ貴族院に於てハ其の出席を停止し上表にて勅裁を請ふへく衆議院小於てハ之を除名すへし

朕樞密顧問の諮詢を經て衆議院議員選舉法及附錄を裁可し之を公布せしめ併せて帝國議會を召集するの年より本法に依り選舉を施行せしむへきことを命す

御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵黒田清隆
枢密院議長	伯爵伊藤博文
外務大臣	伯爵大隈重信
陸軍大臣	伯爵西郷從道
海軍大臣	伯爵井上馨
農商務大臣	伯爵山田顥義
司法大臣	

法律第三號 各議院議員選舉法

第一章 指定選舉區	大藏大臣兼內務大臣	伯爵松方正義
第一條 衆議院の議員ハ各府縣の選舉區に於て之を選舉せしむ其の選舉區及各選舉區に於て選舉すへき定員は此の法律の附錄を以て之を定む	陸軍大臣	伯爵大山巖
第二條 府縣知事ハ其の府縣の選舉區の選舉を監督す	文部大臣	子爵森有禮
第一選舉區の選舉は郡長又は市長其の選舉長となり之を管理す	遞信大臣	子爵榎本武揚

- 第一條 一選舉區にして數都市ふ涉るときは府縣知事ハ其の郡長又は市長の一人を命じ選舉長たらしむへし
- 第二條 一市の域内に於て數選舉區あるときは府縣知事は區長をして其の選舉長たらしむへし
- 第五條 選舉に關る費用ハ地方稅を以て支辨をへし
- 第二章 選舉人の資格
- 第六條 選舉人は左の資格を備ふることを要す

- 第一 日本臣民の男子にして年齢滿二十五歳以上の者
- 第二 指舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内小於て本籍を定め住居し猶引續き住居する者
- 第三 指舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め猶引續き納むる者
- 但一 所得稅に付てハ人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者ふ限る
- 第七條 家督に由り財產を相続したる者ハ其の財產に付前財產主の納稅額を以て其の納稅資格に算入す
- 第三章 被指舉人の資格
- 第八條 被指舉人たることを得る者は日本臣民の男子滿三十歳以上にして指舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の指舉府縣内小於て直接國稅十五圓以上を納め猶引續き納むる者たるへし
- 但し所得稅に付てハ人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る
- 第九條 宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官の被選人たることを得ず
- 前項の外の官吏ハ其の職務に妨げざる限ハ議員と相兼ねることを得
- 第十條 府縣及郡の官吏は其の管轄區域内小於て被選人たるみとを得ず
- 第十一條 選舉の管理に關係する市町村の吏員ハ其の選舉區に於て被選人たることを得ず
- 第十二條 神官及諸宗の僧侶又ハ教師は被選人たるみとを得
- 第十三條 府縣會の議員ふして衆議院の議員ふ選舉せられ當選を承認したるとされ其の前職を辭すべきものとす
- 第四章 選舉人及被選人小通する規定
- 第十四條 左の項の一に觸るゝ者ハ選舉人及被選人たることを得ず
- 一 瘡癩白瘍の者
- 二 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者
- 三 公權を剝奪せられたる者又ハ停止中の者
- 四 禁錮の刑に處せられ滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者
- 五 善法に依り一年以上の懲役若くは國事犯禁獄の刑が處せられ滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者
- 六 賭博犯が由り處刑を受れ滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者
- 七 選舉に關る犯罪に由り選舉權及被選權の停止中の者
- 八 陸海軍軍人ハ現役中選舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず其の舊職停職に在る者亦同し
- 第十六條 華族の當主ハ衆議院議員の選舉人及被選人たることを得ず

第十七條 刑事の訴を受け拘留又は保釋中に在る者其の裁判確定に至るまで選舉権を行ふことを得ず及被選人たることを得ず

第五章 選舉人名簿

第十八條 選舉長ハ毎年四月一日を期^{まことに}とし各町村長をして一の投票區域内に於て選舉資格を有する者を調査し人名簿二本を調製し同月二十日までに其の一本を差出さるべし選舉人名簿は選舉人の姓名官位職業身分住所生年月納^{なげつけき}むる所の直接國稅の總額并に納稅地を記載^{きさい}をへし

第十九條 市に於ては左の方法に依^よ選舉人名簿を調製すべし

第一 一市又は市内の一區を以て一選舉區と爲したる場合に於て其區長をして其の区内の人名簿を調製すべし

第二 市内ある數區を合して一選舉區と爲したる場合に於て其區長をして其の区内の人名簿を調製し選舉長に差出さしむべし

第三 郡市を合して一選舉區と爲したる場合に於て郡長其の選舉長となりたるときは市長をして其の人名簿を調製し之を差出さしむべし

第四 第三の場合に於て市長其の選舉長となりたるときは市長其の市内の人名簿を調製せしむべし

第二十條 選舉人其の住居を有する投票區域の外に於て直接國稅を納むるときは納稅地の町村長又は市長若^くハ選舉人名簿を合し一選舉區を以て一冊と^て選舉管理の郡役所又は市役所若^くハ選舉人名簿調製の期日までに其の投票を管理する町事に送致すべし

第二十二条 選舉長は毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人名簿の寫を其選舉管理の郡役所若^くハ市役所又は區役所より差出しある選舉人名簿を合し一選舉區を以て一冊と^て選舉管理の郡役所又は市役所若^くハ區役所より准备^{そなへ}き其の副本を府縣知事に送致すべし

第二十三条 凡て選舉資格ある者選舉人名簿に於て人の脱漏又は誤載あるみとを發見し

さるときは其理由書及證憑を具へて縱覽期限内に選舉長に申立て其の改正を求めるこ^ととを得^べり縱覽期限を経過したる後前項の申立てを爲すも其の効^ひふし

第二十四条 選舉長に於て脱漏の申立てを受けたるときは其の理由及證憑を審査し申立てを

受けたる日より二十日以内に之を判定すへし若^く其申立てが正當なりと判定したると^てときは直に其の名を記載し其の由を當人所在地の町村長又は市長若^くは區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし長又は市長若^くは區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし

第二十六條 申立人又は被告人ふ於て選舉長の判定に服せざるときは選舉長を被告とし判定の日より七日以内に始審裁判所小出訴することを得

第二十七條 始審裁判所に於て前條の訴訟を受取りたるときは他の訴訟の順序に拘らず速に其の裁判を爲すべし

第二十八條 前條に於ける始審裁判所の裁判を控訴することを許さず但し大審院ふ上告することを得

第二十九條 選舉人名簿は六月十五日を以て確定期限とし次年の調製の日まで之を据置くへし但し裁判言渡書に依り改正すべきものは選舉長に於て其の言渡書を受取りたる時より二十四時間内に之を改正し其の由を申立人又は被告人所在地の町村長又は市長若は區長に通知併せて選舉内に告示すべし

第六章 選舉の期日及投票所

第三十條 選舉の投票は通常七月一日に之を行ふ但し衆議院解散を命ぜられるときは勅令を以て臨時選舉の期日を定め少くとも三十日以前に公布すべし

第三十一條 投票所は町村役場又は町村長の指定したる場所に於て之を設け町村長之を管理す

第三十二條 一町村ふ於て選舉人少數にして一の投票所を設くるに足らざるときは數町村を合併することを得

此の場合に於ては郡長は府縣知事の認可を経て合併の町村及投票所並ふ投票所管理の町會せしむべし

立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを得

第七章 投票

第三十四條 投票は午前七時に始め午後六時迄終る

第三十五條 投票函は二重の蓋を造り二種の錠を設れ其の一は町村長之を管守し其の二を立會人之を管守すべし

第三十六條 町村長は投票の初に當り立會人と共ふ參會したる選舉人の面前に於て投票函を開き其の空虚なることを示すべし

第三十七條 選舉人は選舉の當日本人自投票所に至り選舉人名簿の對照を經て投票すべし

第三十八條 投票用紙は各府縣各々一定の式を用ひ選舉の當日投票所に於て町村長より之を各選舉人に交付すべし

選舉人ハ投票所ふ於て投票用紙に被選人の姓名を記載し次に自己の姓名住所を記載して

捺印すべし

第三十九條 選舉人にして文字を書すること能ひざる由を申立つるときハ町村長ハ吏員をして代書せしめ之を本人に読み聞かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十條 二人以上の議員を選舉すへき選舉區に於ては連名投票を用へし
第四十一條 選舉人名簿に記載せられたる者の外投票することを得ず但し選舉人名簿ふ記載せよるへき裁判官渡書を所持し選舉の當日投票所に至る者あるときは町村長は投票用紙を交付し投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十二條 投票終るの時期に至りたるときは町村長へ其の由を告げ投票函を開鎖すべし
投票函閉鎖の後は總て投票することを許さず

第四十三條 町村長へ投票明細書を作り投票函に關する一切の事項を記載し立會人と共に署名すべし

第四十四條 町村長へ一名又は數名の立會人と共に投票の翌日投票函及投票明細書を併せて選舉管理の郡役所又は市役所若ハ區役所に送致をへし

第四十五條 一選舉區内にある島嶼にして前條の期限内に投票函を送致すること能はざる情況あるときは府縣知事ハ人名簿確定日より選舉期日まで間、於て適宜其の投票の期日を定め選舉會の期日までに其の投票函を送致せしむることを得

第八章 選舉會

第四十六條 選舉會ハ選舉管理の郡役所又は市役所若ハ區役所に於て之を開く
第四十七條 選舉長ハ各投票所より參會したる立會人の中より抽籤を以て選舉委員二名以上七名以下を定むべし

第四十八條 選舉長ハ投票函送達の翌日選舉委員立會の上各投票函を開き投票の総數と投票人

票人の總數とを計算すへし若投票と投票人との總數に差異を生じたるときは其の由を選舉明細書に記載すべし

第四十九條 總數の計算を終りたるときは選舉長は選舉委員と共に投票を點檢すべし
第五十条 各選舉區の選舉人及其の選舉會小參觀を求むることを得

第五十一條 左に掲くる投票は無効とす

一 選舉人名簿に記載あき者の投票但し裁判官渡書を所持したるに依り投票したる者は此の限ふ在らず

二 成規の用紙を用ゐるもの

三 選舉人自己の姓名を記載せるもの

四 資格あき被選人の姓名を記載せるもの但し連名投票に列記する人員中資格ある者ふ付ては其の効あるものとす

五 誤字又は汚染塗抹毀損に依り記載する所の選舉人又は被選人の姓名を認知すべからざるもの但し通常の假名字を用ひ誤字に係るも明よ其の姓名を認知することを得ざるものへ此限に在らず
六 第三十八条第二項に規定したる外他の文字を記載したるもの但し被選人の指名を試らざる爲ふ其の官位職業身分住所を附記し又は敬稱を用ひたる者へ此限に在らず
第五十二条 投票効力の有無に付疑惑あるときは選舉委員の意見を聞き選舉長之を決定す
此の決定に對しては選舉會場に於て異議を申立つることを得す

第五十三條 無効の投票へ抹線を加へ其の由を選舉明細書に記載し一箇年間保存し期限を経過したる後之を焼棄つへし

第五十四條 一投票少して其の選舉すべき定員より多き被選人の姓名を記載したるときは其の定員に超えたる人名を末尾より除却すべし

連名投票として其の選舉すべき定員に足りざるときは現に記載したる者のみを計算すべし併し一人の姓名を腹記しこる者ハ一人として之を計算すべし

第五十五條 投票ハ六十日間郡役所又市役所若く區役所に保存し期限を経過したる後之を焼棄つへし

第五十六條 選舉に關り訴訟又ハ告訴告發あるときは第五十三條第五十五條の期限を経過するも裁判確定に至るまで其の投票を保存すべし

第五十七條 選舉長は選舉明細書を作り選舉點檢に關る一切の事項を記載し選舉委員と共に署名玄之を保存すべし

第九章 當選人

第五十八條 投票總數の最多數を得たる者は之を當選人とす

投票同數なるときは生年月の長者を以て當選人とす同年月あるときは抽籤を以て之を定むべし

べし

第六十條 府縣知事前條の届出を受けたるときは各當選人ふ通知し其の姓名を管内に告示すへし

出へし

第六十二條 一人にして敷選舉區の當選人となりたる者當選の通知を受けたるときは何れの選舉區の當選を承諾する旨を府縣知事に届出へし

第六十三條 當選人其の府縣内ふ在る者は十日以内其の府縣外に在る者は二十日以内ふ當選承諾の届出を爲さるときは其の當選を辭したものと見做すべし

第六十四條 當選人にして其の當選を辭し又は期限内に其の當選の承諾を届出をることは府縣知事は選舉の期日を定め其の選舉長に命し再び選舉を行はしむべし但し第五十八條

第二項の場合に於て抽籤に依り當選を得たる者其の當選を辭し又は其承諾を届出さるときは抽籤に依り當選を失ひたる者を以て當選人と定むべし

第六十五條 各選舉の當選人確定したるときは府縣知事は當選證書を付與し及管内に告示し並に當選人の資格を祿して内務大臣に具申そへし

第十章 議員の任期及補闕選舉

第六十六條 議員の任期は四箇年とする但し任期を終りたる後舊選舉に應するふどを得

第六十七條 議員の調員あるふ由り内務大臣より補闕選舉を開くべき旨を命ぜられるとときは府縣知事は其の命を受けたる日より二十日以内に調員の選舉區に限り臨時選舉を行

ひ補闕議員を選せしむへし

第六十八條 補闕議員の任期は前議員の任期に依る

第十一章 投票所取締

第六十九條 投票管理の町村長は投票所の秩序を保持し必要な場合に於ては警察官吏の處分ふ付することを得

第七十條 凡て刃器又ハ凶器を携帶する者は投票所に入ることを許さず

第七十一條 選舉人に非ざる者は投票所ふ入ることを許さず

第七十二條 投票所に於ては一切の演説討論及喧譟に涉り又ハ他人の投票を勧誘することを禁す

第七十三條 投票所に於て秩序を紊る者あるときは町村長は之を警戒し其の命に従はざるときは之を投票所の外に退出せしむへし

第七十四條 投票所の外に退出せしめたる者ハ犯罪者を除く外其の投票を爲さしむる爲に再び投票所内に歸入る、ふとを得

第七十五條 投票所に參會したる選舉人にして刑法又は此の法律の罰則を犯したる者と投票をること一禁。其姓名事由を投票明細書に記載すへし

第七十六條 投票に關する會議の申立に付町村長の決定に對して投票所ふ於て不服を申立つることを得ず

第七十七條 選舉管委の都役所又市役所若く區役所に於て選舉會の參觀を求むる者の給

第七十八條 各選舉區に於て當選を失ひたる者當選人の當選を無効とするの理由ありと認

むるときは保證金より之を控除し猶足りざるときは之を追徵すへし

第七十九條 原告人の訴訟状と共に保證金とて金三百圓又ハ之に相當する公債證書を控

訴院書記局に預置くべし

第八十條 原告人敗訴の場合に於て裁判言渡の日より七日以内に一切の裁判費用を納完せざるときは保證金より之を控除し猶足りざるときは之を追徵すへし

第八十一條 同一の當選人に對一二二人以上の原告人訴訟を爲しとするときは控訴院へ一の裁判言渡書を以て各訴訟人に宣告そることを得

第八十二条 審判中衆議院解散の命あるときは控訴院は其の訴訟を棄却すへ

第八十三条 原告人訴訟を願下くるときは同時に其の由を新聞紙又は其の他の方法を以て公告をへし

第八十四條 控訴院の當選訴訟を審判するに當り本訴に關係する刑法又は此の法律の犯罪者に對し直に處刑の言渡を爲すことを得但し此の場合に於ては檢察官をして立會へしむ

當選訴訟に關係せざる場合に於ける此の法律の犯罪者ハ所轄刑事裁判所に於て之を裁判す。

第八十五條 控訴院に於て當選訴訟を判定したるときは其の裁判言渡書ハ副本を内務大臣に送付す。し若衆議院開會するとき併せて之を議長に送付す。

第八十六條 當選訴訟に付控訴院の裁判に對してハ大審院に上告することを得。

第八十七條 訴訟の目的たる當選人ハ其の裁判確定に至るまで衆議院に列席するの權を失はず。

第八十八條 當選訴訟に付本章に規定したもの、外總て普通の訴訟手續に依る。

第十三章 罰則

第八十九條 納稅額年齢住所及其の他選舉資格に必要なる事項を詐稱し選舉人名簿に記載せられたる者ハ四十圓以上四十圓以下の罰金に處す。

第九十條 投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止する目的を以て直接又は間接に金錢物品手形若は公私の職務を選舉人に授與し又は授與することを約束して投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者は刑法第二百三十四条の例を以て論ず。

其の授與又は約束を受けたる者同し。

第九十一條 直接又は間接に金錢物品手形若は公私の職務を選舉人に授與し又は授與することを約束して投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者は刑法第二百三十四条の例を以て論ず。

第九十三條 選舉人に暴行を加へて投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を得ることを抑止したる者は三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す。

第九十四條 選舉人を強逼し又は投票所若は選舉會場を騒擾し又は投票函を抑留毀壞若は劫奪する目的を以て多衆を嘲集しよる者は六月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す。

其の情を知て嘲集に應し勢を助けたる者は十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す。

犯罪者戎器又は兇器を携帶したるときは各々本刑に一等を加ふ。

第九十五條 選舉の際管理者又は立會人に暴行を加へ又は暴行を以て投票所若は選舉會場を騒擾し又は投票函を抑留毀壞若は劫奪したる者は四月以上四年以下の輕禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す。

第九十六條 多衆を嘲集して前條の罪を犯したる者は重禁獄に處す。

其の情を知て団集に應し勢を助そそぐる者へ二年以上五年以下の輕禁錮けいきんくふ處す

犯罪者戎器又は兇器けうきを携帶けいだいしたるときは各々本刑ほんけいに一等いっとうを加くわふ

第九十七條 演說又は新聞紙若は其の他の文書ぶんしょを以て人を教唆けうさし前三條の罪みを犯がんさしめたる者は刑法第百五條の例に依る其の教唆の効なき者も猶本刑ほんけいに二等にとう又は三等さんとうを減げんし處斷しょだんす

第九十八條 戎器又は兇器けうきを携帶けいだいして投票所若は選舉會場に入りたる者へ三圓以上三十圓以下の罰金ばっかんに處せし

第九十九條 候選人こうせんじんに於て第八十九條より第九十八條に至るまでに處せられたるときは其の當選は無効むこうとす

第一百條 他人の姓名を詐稱さしゃうして投票を爲あつしたる者及第十四條小依こより選舉人せんりゅうじんたることを得ざる者投票を爲あつしたるときは四圓以上四十圓以下罰金ばっかんに處せし

第一百一條 前數條の罪みを犯がんし禁錮けいく以上の刑けいに處せられ又は再ひ罰金ばっかんの刑けいに處せられさる者は三年以上七年以下選舉權せんりゅうけん及被選權ひぜんけんを停止ていしす

第一百二條 立會人正當じょうとうの事故なくして此の法律ほりりつが規定したる義務むぎを缺くときは五圓以上五十圓以下の罰金ばっかんに處す

第一百三條 本章に規定したる罰則の外刑法けいほくに正條あるものは各々其の條じょうを依より重おもきに從つて處斷しょだんす

第一百四條 凡て選舉に關する犯罪はいざいハ六ヶ月を以て期滿免除きはんめんぜんとす

第一百五條 此の罰則へ第十一章の各條と共に投票所及選舉會場に貼示すてはらす

第十四章 補則

第一百六條 市に於ては一市に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理くわいりハ市長兼て之を掌あらわるへし

第四條の場合は一選舉區に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理くわいりハ區長兼て之を掌あらわるへし

第一百七條 前條の場合は一市長又は區長ハ其の管理くわいりする選舉區内に於ける選舉人中より立會人三名以上七名以下を定め遅くとも選舉の期日より三日以前に之を本人ふ通知つづし選舉の當選舉管とうりゅうかん理の市役所又は區役所に參會さんかいせしむへし

立會人は投票小立會ひ併せて投票を點檢てんけんすへし

此の場合に於ける選舉明細めいさい書は併せて投票の事項を記載きざいすへし

第一百八條 島司とうしを置く地方に於て此の法律に規定したる選舉長の職務は島司とうし之を掌あらわるへし

第一百九條 町村制まちそんせいを施行せざる町村に於ては此の法律に規定したる町村長の職務は戸長どな之を掌あらわるへし

要て此の法律を施行せんぎせす

衆議院議員選舉法附錄

東京府 議員總數十二人

區七第	區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第
淺大丹志丹錦安古八石	高若河讚交茨	能豐島島住東西	南	赤麻鮋阪布町	芝區	第一區
川縣北紀南部宿市上川	安江內良野田	勢島下上吉成成		區區	一人	一人
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡	區	日本橋區	一人	一人

一人 一人 一人 二人 一人

區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	區九第	區八第
足足夠大津愛高	鑑三	北西南都獨久	橫	泉大堺	伊豆原七島郡	牛南北	本下
柄柄綾住久甲座	倉浦	多多筑樹良	日根	島	葛立郡	豐多摩郡	石川谷區
下上井	摩摩摩	摩摩摩	郡郡	區	郡郡	郡郡	郡區

一人 一人 一人 二人 一人 一人

區七第	區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第
神神飾飾加多加印加	美明八水多	有川菟武	神	兵庫縣	議員總數十二人	大坂西區
東西東西可東南古	靈石部上紀	馬邊原庫	戶區			區六第

一人 一人 一人 一人 一人 一人

關十六

京都府 議員總數七八人

區二第	區一第	區十第	區九第	區八第
下京區	上京區	東北南	牛南北	本下
伊豆原七島郡	葛立郡	豐多摩郡	石川谷區	鄉谷區
一人	一人	一人	一人	一人

北東	西	議員總數	大坂西區	區六第	區五第	區四第	區三第
野野	謝佐	桑桑	熊竹中與加	何天船北南	續相久宇	紀乙葛愛	關十六
郡郡郡郡郡郡郡郡	鹿田井田	喜樂世治	喜樂世治	伊訓野岩	郡郡郡郡郡郡郡郡		

一人 一人 一人 一人

區二第一區一第一 靜岡縣
富 有 安 濱 南 北 東 西 額 幡 碧 知 海 海
原 士 渡 倍 設 設 加 加 田 豆 海 多 郡 郡
郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
議員總數八人

一	人	一	人	一	人	一	人	一	人	一	人
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

區一第一 山梨縣
中 北 西 駿 田 君 賀 那 亜 引 演 敷 長 磐 山 豊 周 城 佐 棟 益 志
巨 山 摩 玉 佐 名 知 上 田 名 田 智 東 野 原 津 太
郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
議員總數三人

一	人	二	人	一	人	一	人	一	人	一	人
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

岐 阜 縣
區一第一
各 方 厚 阪 伊 東 西 潤 神 愛 犬 栗 野 甲 高 滋
務 縣 見 香 淺 浅 生 崎 知 上 太 洲 賀 島 賀
郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
議員總數七人

一	人	二	人	一	人	一	人	一	人	一	人
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

栃木縣
區六第一
北 河 信 內 太
相 馬 郡 郡 郡
議員總數五人

奈 良 縣
區一第一
平 廣 山 添 添
須 谷 群 濱 邊 下 上
郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
議員總數四人

一	人	一	人	二	人	一	人
---	---	---	---	---	---	---	---

三 重 縣
區四第一
多 飯 飯 朝 員 桑 河 奔 鈴 三 一 安
氣 野 高 明 辨 名 曲 藝 鹿 重 志 澄
郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡
議員總數七人

一	人	一	人	一	人	一	人
---	---	---	---	---	---	---	---

愛 知 縣
區五第一
中 島 郡
葉 丹 栗 羽
西 春 日 井 郡
名 古 屋 區
伊 名 山 阿 賀 張 田 拜
南 北 英 啓 度
牟 牟 虞 志 會
五十

區六第一
伊 名 山 阿 賀 張 田 拜
南 北 英 啓 度
牟 牟 虞 志 會

一	人	一	人	一	人	一	人
---	---	---	---	---	---	---	---

縣	區二第一區一第一區五第一區四第一區	議員總數八人
鹿手縣	北南北中東二紫北南宇行標檣磐磐菊河耶大北南石西	
和貴	九九閉閉閉戶波多方葉葉城前多沼麻沼會會川自	
寶	戶伊伊伊手手總郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	
郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	五人
一人	一人	一人
一人	二人	二人

縣	山二第一區三第一區二第一區一第一區五第一區四第一區三	議員總數六人
青森縣	東南西東南西中南北三下上東津津戶北北輕輕輕輕總數四人	
置	村村村議員總數四人	
賜	山山山總數四人	
郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	
一人	二人	二人
一人	一人	二人
一人	一人	一人
一人	一人	一人

縣	福區二第一區一第一區四第一區三第一區二第一區一第一區五第一區四第一區三第一區	議員總數四人
秋田縣	吉大足雄平仙山河鹿北山最東西飽西	
井田	野羽議員總數四人	
郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	
一人	一人	二人
一人	一人	一人
一人	一人	一人
一人	一人	二人

縣	長野縣區七第一區六第一區五第一區四第一區三第一區二第一區	議員總數八人
吉益大惠土可加郡武山席本池犬中羽上多下海安不		
城田野那岐兒茂上曾縣田巢田野島栗石西八坂		
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡		
一人	一人	一人
一人	一人	一人

縣	宮城縣區七第一區六第一區五第一區四第一區三第一區二第一區	議員總數五人
下諭上伊那佐久郡	北南北東西高高水級宋內	
伊助伊那久郡	安安筑筑科縣	
郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	曼摩摩郡郡郡郡郡郡郡郡	
一人	一人	一人
一人	一人	一人
一人	一人	一人

縣	福島縣區三第一區二第一區一第一區五第一區四第一區三第一區二第一區	議員總數七人
東巖田白瀬村川郡	安安利達達夫	
山山郡	田田川川郡	
郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡	
一人	一人	一人
一人	一人	一人
一人	一人	一人

廣島縣
 區一第一區七第一區六第一區五第一區四第一區三第一
 安慶
 球島
 郡區
 久久英吉勝勝東東西西大興阿哲川上後小淺下賀瀬都
 議員南北田野南北北南北西庭島賀多上房月田口道陽屋宇
 總條條條條條條條條條條條條條條條條條條
 數郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
 十人 二人 二人 一人 一人 一人

區九第一區八第一區七第一區六第一區五第一區四第一區三第一區二第一
 三奴甲神品蘆安沼深世御 豊 加 三三高山高沼 佐
 上可奴石治田那隈津 羅網 田 茂 賴次田縣宮田 伯
 郡郡郡郡郡郡郡郡 郡郡 郡 郡郡郡郡郡郡
 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人

和歌山縣
 區二第一區五第一區四第一區三第一區二第一區一第一
 那伊有海名和縣 玄 大熊都 豊赤 大見阿 佐厚美吉 恵
 賀都田部草歌山議員總數五人
 郡郡郡郡郡區
 一人 二人 二人 一人 一人 二人

石川縣
 區二第一區一第一區四第一區三第一區二第一區一第一
 珠鳳鹿羽河江能 石金 敦大遠三丹今南
 上新川郡議員總數五人
 洲至島昨北沼美 川澤 議員總數六人
 郡郡郡郡郡郡 郡郡郡郡郡郡
 一人 二人 一人 一人 二人 一人

島根縣
 區一第一區三第一區二第一區一第一區四第一區三第一
 寒秋島 議員總數六人
 日會汗八久河氣高智八八履法邑
 宇鹿根野見入橋米村多草頭東上井美美波
 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
 一人 一人 一人 一人 一人 一人

間山縣
 區二第一區一第一區六第一區四第一區三第一區二第一
 和磐赤津兒邑上御間 知前隱周鹿美那邑安邇神出飯大仁
 氣梨阪高島久道野山員夫土地吉足濃賀智禮摩門嶋雲石原多
 郡郡郡郡郡郡郡區數郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
 八人 一人 一人 一人 一人 一人

大	區八第	區七第	區六第	區五第	區四第	區三第
分	上號仲京	田企	三山	下上三竹生山御御穗嘉鞍遠夜下		
縣	議員毛城津都	川救	池門	妻妻瀧野葉本原井波麻手賀須座		
大	總數郡	郡	郡	郡	郡	郡
分	六人	一人	一人	一人	一人	一人
郡						
一						
人						

西東	三養基小神佐	佐賀縣	區六第區五第區四第區三第區二第
松松	根父肆城崎賀	字下	東西日玖速直大南北
浦浦	都郡郡郡郡郡	議員總數四人	國國東東郡郡郡郡入野
郡郡	都郡郡郡郡郡	佐毛	田珠見
一	二	一	一

宮崎縣議員總數三	人	區六第區五第四第	區三第	區二第	區一第	熊本縣區三第
天球葦八	下上	阿合菊山山	玉	宇託飽熊	藤杵	
草磨北代	益益	蘇志池本鹿	名	土翠田本	議員總	津島
郡郡郡	城城	郡郡郡郡郡	郡	郡郡郡區	數八八	郡郡
一八	一八	一八	二八	一八	二八	一八

香川縣	德島縣
區二第 三塞大 木川內 郡郡郡	區五第區四第區三第區二第區一第 三美 板 麻河名 海那 勝名 野 植波西 部賀 浦東 郡 郡 郡 郡 郡 一人 一人 一人 一人 一人
小山香 豆田川 郡郡郡	東西日 牟牟高 龜龜都 議員總數五人
議員總數五人	
一人	一人

區四第區三第區二第區	一	愛媛縣	區五第區四第區三第
宇新	上喜 周桑越下伊久野風和溫	議員總數七八人	三豐 那多 阿鶴
摩居	浮多 布村智 穴	議員總數七八人	野田 珊度 野足
郡郡	郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡	郡郡
一人	一人	一人	一人

福岡縣	區三第區二第區一第一 上席御那宗糟早志怡福 座田笠珂像屋良摩土岡 郡郡郡郡郡郡郡郡數九人	議員總數九人	安香 吾高幡 長土 藝美 川岡多 岡佐 郡郡 郡郡郡 郡郡	高知縣	區六第區五第 北南 東西 字字 宇字 和和 和和 郡郡 郡郡
-----	---	--------	-------------------------------------	-----	--

五十八

區六第 南肝東 嘴諸大縣郡郡一八

區五第	區四第	區三第	區二第
北西桑始菱覲廬南出高阿日川顎捐給 伊贈原良刈島摩水城多置邊娃宿黎 佐唆郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡一八	鹿兒島縣議員總數七人	鹿兒島縣議員總數七人	鹿兒島縣議員總數七人

區一第一宮南北那噶
鹿兒島縣東西北諸縣縣郡郡一八

一人

一人

股樞密顧問の諮詢を経て會計法を裁可し之を公布せしむ

御名御璽

明治二十二年二月十一日 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆

権 委院議長 伯爵伊藤博文	外務大臣 伯爵大隈重信
海軍大臣 伯爵西郷從道	農商務大臣 伯爵井上馨
司法大臣 伯爵山田顯義	陸軍大臣 伯爵大山巖
文部大臣 子爵森有禮	遞信大臣 子爵復本武揚

法律第四號

會計法

第一章 總則

第一條

政府の會計年度ハ毎年四月一日に始まり翌年三月三十日を終る

第二條

會計年度所屬の歳入歳出の出納及關る事務は翌年度十一月三十日迄に悉皆完結すべし

第三條

租稅及其他一切の収納を歲入とし一切の經費を歲出とし歲入歳出は總豫算小編入すべし

各年度於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得ず

第四條 各官廳に於てハ法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有することを得す

第二章 豫算

第五條 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始ふ於て之を提出すへし
第六條 歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中ふ於て之を數項に區分す
へ志

總豫算には帝國議會參者の爲に左の文書を添附すへし

第一 各省の豫定經費要求書但し各項中各目の明細を記入すへし

第二 其の年三月三十一日より終りたる會計年度の歲入歳出現計書

第七條 豫算中に設くべき豫備費は左の二項ふ分つ

第一 豫備金

第二 豫備金

第一豫備金ハ遅くへかゝさる豫算の不足を補ふものとす

第二豫備ハ豫算外に生したる必要の費用に充つるものとす

第八條 豫備金を以て支拂したるものは年度經過後帝國議會より其の承諾を求むるを要す

第九條 每年度大藏省證券發行の最高額ハ帝國議會の協賛を経て之を定む

第三章 収入

第十條 租稅及其の他の歲入と法律命令の規理に従ひ之を徵收すへし
法律命令依り當該官吏の資格ある者に非されハ租稅を徵收し又は其の他の歲入を強納することを得す

第四章 支出

第十一條 每會計年度に於て政府の經費ふ充つる所の定額は其の年度の歲入を以て之を支辨すへし

第十二條 國務大臣は豫算に定めたる目的の外ふ定額を使用し又は各項の金額を彼此流用することを得す

國務大臣ハ其の所管に屬する收入を國庫に納むへし直に之を使用することを得を

第十三條 國務大臣は其の所管定額を使用する爲ふ國庫に向ひて仕拂命令を發すへし但し

別定むる所の規程に従ひ他の官吏ふ委任して仕拂命令を發せしむることを得

第十四條 國庫ハ法律命令に反する仕拂命令に對して仕拂を爲すみとを得す

第十五條 國務大臣は政府に對し正當なる債主若は代理人の爲にするに非されは仕拂命令を發することを得す

左の諸項の經費に限り國務大臣は十任の官吏に委任し又は政府の命したる銀行に委任して現金支拂へ爲さしむる爲め現金前渡し仕拂命令を發すへし但し

第一 國債の元利拂

第二 軍隊軍艦及官船收屬せる經費

第三 在外各廳の經費

第四 前項の外に總て外國に於て仕拂を爲す經費

第五 運輸通信の不便なる内國の地方に於て仕拂を爲す經費

第六 廳中常用雜費にして一箇年の總費額五百圓小滿たるもの

第七 場所の一定せざる事務所の經費

第八 各廳に於て直接に從事する工事の經費但し一主任官に付三千圓までを限る

第五章 決算

第十六條 會計検査院の検査を經て政府より帝國議會が提出せる總決算ハ總豫算と同一の様式を用ひ左の事項の計算を明記すべし

歲入の部

歲入歲算額

收入濟歲入額

調定濟歲入額

收入未濟歲入額

歲出の部

歲出歲算額

收入濟歲出額

仕拂命令濟歲出額

第十七條 前條の總決算ハ會計検査院の検査報告と併に左の文書を添附すべし

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府の負債にして其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年内に債主より支出の請求若ハ仕拂の請求を爲さるものハ期滿免除として政府は其の義務を免るのものを但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各其の定むる所ふ依る

第十九條 政府が納むべき金額にして其の納むべき年度經過後滿五箇年内に上納の告知を受けざるものは其の義務を免る、ものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各其の定むる所に依る

第七章 歲計剩餘定額繰越豫算外收入及 定額戻入

第二十條 各年度に於て歲計の剩餘あるとき其の翌年度の歲入を繰入るべし

第二十一條 豫算に於て特に明許したるもの及一年度に終るべき工事又ハ製造にして遅くへかゝる事故の爲め事業を延滞し年度内に其の經費の支出を終らざりしものハ之を翌年度に繰越し使用するみとを得

第二十二條 敗年を期して竣工すべき工事製造及其の他の事業して繼續費として増額を

定めたものは毎年度の仕拂殘額を竣工年度まで遞次繰越使用することを得

第二十三條 誤拂過渡どよりたる金額の返納出納の完結したる年度が屬する收入及其他
一切豫算外 収入ハ總て現年度の歲入に組入るへし但し法律勅令に依り前金渡概算渡線
替拂を爲したる場合に於ける返納金は各之を仕拂ひたる經費の定額ふ戻入る、ことを得

第八章 政府の工事及物件の賣買貸借

第二十四條 法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又は物件の賣買貸借ハ總て公告
して競争付すへし但し左の場合ふ於ては競争小付せず隨意の約定に依ることを得へし

第一 一人又は一會社にて專有する物品を買入れ又は借入る、とき

第二 政府の所爲を秘密にすへき場合に於て命する工事又は物品の賣買貸借を爲すと

第三 非常急遽の際工事又は物品の買入借入を爲すに競争に付する暇なきとき

第四 特種の物質又は特別使用的目的あるに由り生産製造の場所又は生産諸製造者よ
り直接に物品の買入を要するとき

第五 特別の技術家に會するに非されず製造し得へかうさる製造品及機械を買入る、
とき

第六 土地家屋の買入又は借入を爲すに當り其の位置又は構造等に限ある場合

第七 五百圓を超むたる工事又は物品の買入借入の契約を爲すとき

第八 見積價格二百圓を超むる脚臺を賣拂ふ

第九 軍艦を買入る、とき

第十 軍馬を買入る、とき

第十一 試驗の爲に工作製造を命し又は物品を買入る、とき

第十二 慈惠の爲に設立せる教育所の貧民を傭役し及其の生産又は製造物品を直接に
買入る、とき

第十三 囚徒を傭役し又は囚徒の製造物品を直接に買入る、とき及政府の設立に係る

第十四 農工業場より直接に其生産又は製造物品を買入る、とき

第十五條 政府の設立しそる農工業場又は慈惠教育に係る各所の生産製造物品及囚徒の
製造物品を賣拂ふとき

第十六條 政府ふ属をる現金若は物品の出納を掌る所の官吏ハ其の現金若は物
品を紛失毀損したる場合に於ては其の保管上避け得へからざりし事實を會計検査院に證
明し責任解除の判決を受くる非されば其の負擔の責を免るゝことを得す

第十七條 前條の官吏水火の盜難又は其の他の事故に由り其の保管する所の現金若は物
品に付

第十八條 現金又は物品の出納を掌るみ付身元保證金を納充まることを要するものに
端令を以て之を定むへし

第二十九條 仕拂命令の職務の現金出納の職務と相兼ねることを得ず

第十章 雜則

第三十條 特別の須要に因り本法に準據し難きものあるときは特別會計を設置することを得

特別會計を設置するハ法律を以て之を定むへし

第三十一條 政府ハ國庫金の取扱を日本銀行より委託することを得

第十一章 附則

第三十二條 本法の條項帝國議會に關涉せざるものハ明治二十三年四月一日より施行し其の關涉するものハ帝國議會開會の時より施行す

決算に係る條項は帝國議會の議定を経たる年度の歲計より施行す

第三十三條 本法の條項と抵觸する法令は各其條項施行の日より廢止す

◎ 勅令

朕大日本帝國憲法の明文に依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令を發布す此の勅令を實施するの時期は朕が更小命する所に依るへし

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
権密院議長 伯爵伊藤博文
外務大臣 伯爵大隈重信
海軍大臣 伯爵西郷従道
農商務大臣 伯爵井上馨
大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
陸軍大臣 伯爵大山巖
文部大臣 子爵森有禮
遞信大臣 子爵榎本武揚

勅令第十一號

貴族院令

- 第一條 貴族院は左の議員を以て組織す
 - 一 皇族
 - 二 公侯爵
 - 三 伯子男爵各其の同爵中より選舉せられたる者
 - 四 國家に勤勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者

五 行府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者の中より一人を互選して在任せられたる者

第二條 皇族の男子成年に達したるときハ議席に列す

第三條 公侯爵を有する者滿二十五才未達したるときも議員たるへし

第四條 伯子男爵を有する者にして滿二十五才未達一各其の同爵の選小當りたる者は七箇年の任期を以て議員たるへし其の選舉開く規則は別に勅令を以て之を定む

前項議員の數ハ伯子男爵各總數の五分の一を超過すへからず

第五條 國家ふ勳勞あり又そ學識ある滿三十才以上の男子にして勅任せられたる者は終身議員たるへし

第六條 各府縣に於て滿三十才以上の男子にして土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者十五人の中より一人を互選一其選小當り勅任せられたる者は七箇年の任期を以て議員たるへし其の選舉に關る規則へ別に勅令を以て之を定む

第七條 國家に勳勞あり又ハ學識ある者及各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國稅を納むる者よど勅任せられるとる議員は有爵議員の數に超過することを得を

第八條 貴族院ハ天皇の諮詢に應へ華族の特權に關する條規を議決す

第九條 貴族院ハ其の議員の資格及選舉に關する爭訟を判決す其の判決ふ關る規則ハ貴

族院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふへし

第十條 議員にして禁制以上の刑に處せられ又は身代限の處分を受けたる者あるときは

ハ勅命を以て之を除名すへし

貴族院ふ於て懲罰ふ由り除名すへき者は議長より上奏して勅戒を請ふへし

除名せられたる議員ハ更ふ勅許あるに非されば再び議員となることを得す

第十一條 議長副議長は議員中より七箇年の任期を以て助任せらるへし

被選議員にして議長又は副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其の補ふ就くへし

第十二條 此の勅令に定むるもの、外は總て議院法の條規に依る

第十三條 将來此の勅令の條項を改正し又は增補するときは貴族院の議決を經へし

○ 勅 令

御 名 御 署

欽憲法を發布するふ當り此榮典を表を惠澤を施さんか爲に特に命して左の條項に依り大赦を行へしむ

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
樞密院議長 伯爵伊藤博文
外務大臣 伯爵大隈重信
海軍大臣 伯爵西郷従道
農商務大臣 伯爵井上馨

司 法 大 臣 伯爵山田謹義 七十

大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義

陸 軍 大 臣 子爵森 有禮

遞 信 大 臣 子爵櫻本武揚

勅令第十二號

第一條 本令發布以前に於て左の罪を犯しる者は之を赦免す。

一 刑法第百十七條、第百十九條の罪

二 刑法第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十六條、第百二十七條の罪

三 刑法第百二十九條、第百三十條、第百三十一條、第百三十二條、第百三十三條、第百三十四條の罪

四 刑法第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條の罪

五 刑法第百四十一條の罪

六 陸軍刑法第五十條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、第五十七條、第五十八條、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條の罪

七 陸軍刑法、第六十六條、第六十七條の罪

八 陸軍刑法、第六十九條、第七十條、第七十一條、の罪

九 陸軍刑法、第九十三條、第九十四條の罪

十 陸軍刑法、第一百九條、第二百十條の罪

十一 海軍刑法、第五十六條、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條の罪

第百二十四條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條、第六十九條、第七十

條、第七十一條、の罪

十二 海軍刑法第八十六條第八十七條の罪

十三 海軍刑法第百條第一條の罪

十四 海軍刑法第百十條第二百十一條の罪

十五 海軍刑法第百二十六條の罪

十六 保安條例の罪

十七 集會條例の罪

十八 治安を妨害するの目的を以て爆發物取締罰則を犯す罪

新聞紙條例第二十一條第二十二條に違ひ第三十條第三十一條に該る罪及び第三十

二條を犯す罪但第三十條に該る者の内風俗を壊亂するか爲め發賣頒布を禁せられ

たる新聞紙を發賣頒布したる者ハ赦免せず

政治に關する意思を以て同條例第一條第三條に違ひ第二十七條に該る罪及び第十

六條第十七條第十八條に違ひ第二十九條に該る罪

二十一 出版條例第十六條第十七條第十八條に違ひ第二十七條が該る罪及び第二十四條を

犯す罪但第二十七條に該る者の内風俗を壊亂するか爲め發賣頒布を禁せられたる

文書圖書を贋賣頒布したる者は赦免せず
政治に關する意思を以て同條例第三條に違ひ第二十一條小該る罪第六條第七條に
連ひ第二十二條第二十三條に該る罪及び第十五條第十九條第二十條に違ひ第二十
七條に該る罪
第二條 喬法に依り處斷せられたる罪と雖も其性質前條に記載したる罪と同一なる者ハ之
を赦免す
第三條 故罪俱發例に依り處斷せられたる者最重の罪赦免を得たる場合と雖も他の罪を當
物を及ぼさず
第四條 賦免を得ると雖も既に徵收したる罰金料料及び沒收したる物件ハ還付せず
第五條 國軍大臣海軍大臣司法大臣ハ本令の施行に關し必要の指揮を爲す可し

明治二十二年二月十八日印刷
同 年 同 月 十 九 日 出 版

販賣所
日本橋區馬喰町二丁目　山口屋
全　國木石町二丁目　上田屋
淺草區三好町　大川屋
京橋區大錫町　共和書店
日本橋區鰯町四丁目　鶴聲社
發行者　本城松之助
印刷者　永井鐵之丞
日本橋區馬喰町二丁目　山口屋
全　國木石町二丁目　上田屋
淺草區三好町　大川屋
京橋區大錫町　共和書店
日本橋區鰯町四丁目　鶴聲社

文書開示を請求相手したる者は該免せす
政治に關する意思を以て同條例第三條に達ひ第二十一條に該る號第六條第七條に
達ひ第二十二條第二十三條に該る號及び第十五條第十九條第二十條に達ひ第二十

七條に該る號

第二條 諸法に依り處斷せられたる號と雖も其性質前條に記載したる號と同一なる者ハ之
を該免す

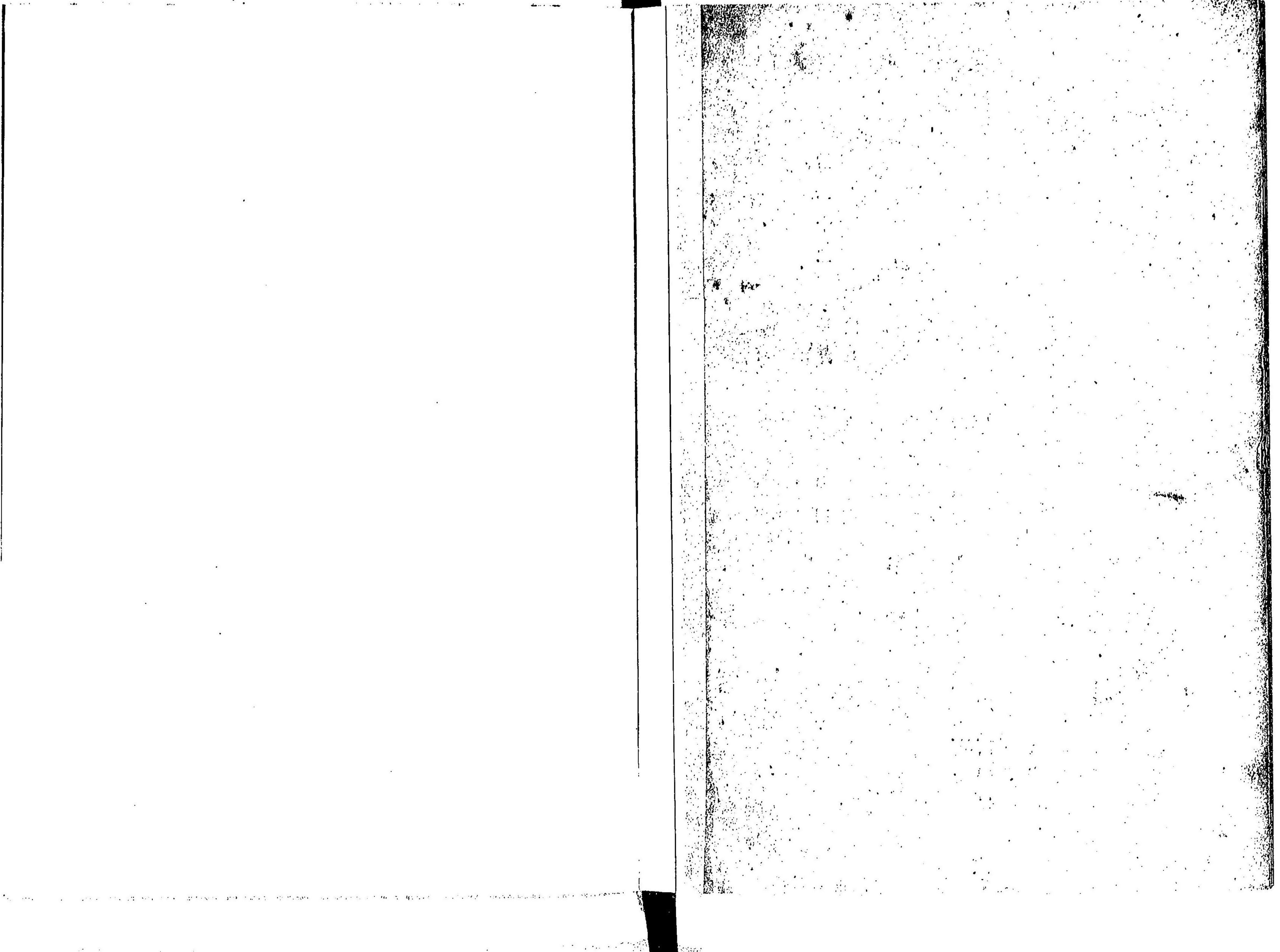
第三條 教界俱發例に依り處斷せされたる者最重の號該免を得たる場合と雖も他の號を當
物を及ぼさず

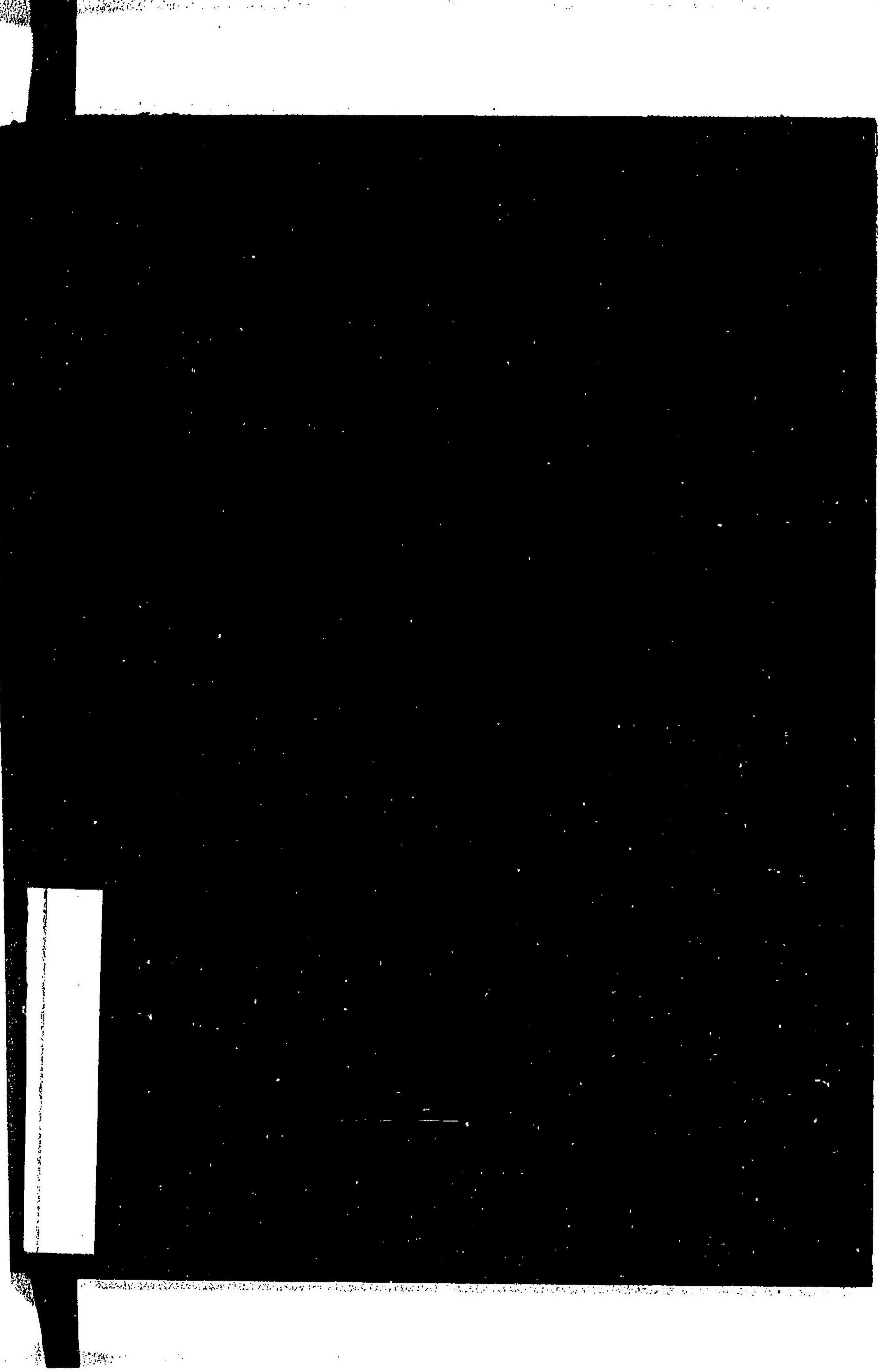
第四條 該免を得るを雖も既に徵收したる罰金料及ひ沒收したる物件ハ還付せず

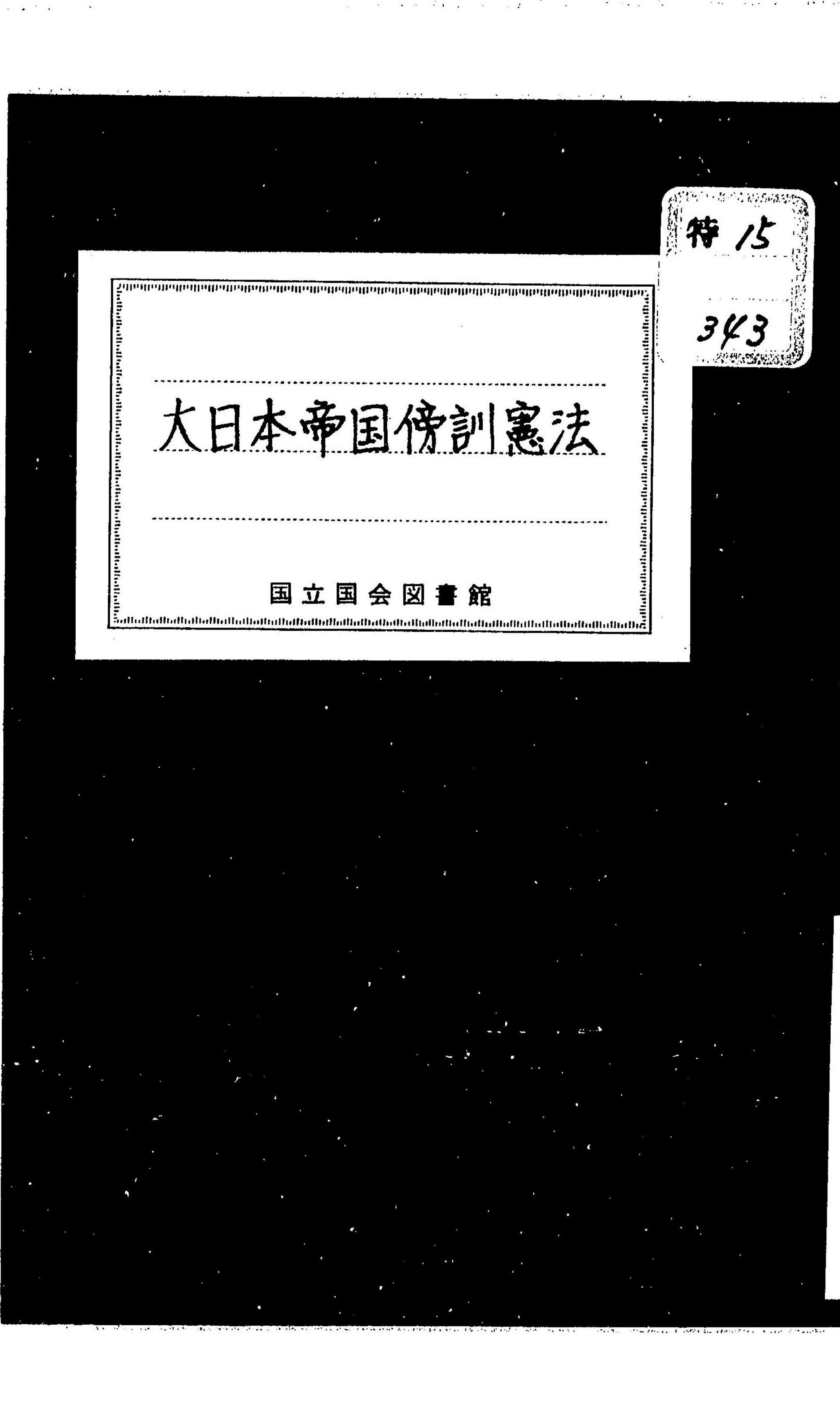
第五條 稽軍大臣海軍大臣陸軍大臣ハ本令の施行に關し必要の指揮を爲す可し

明治二十二年二月十八日印刷
同 年 同 月 十 九 日 出 版

發行者 本城松之輔
印 刷 者 永井鑑之丞
販 売 上田屋
所 全區本石町二丁目 小石川區掃除町卅七番地寄留
日木橋區馬喰町二丁目 濱草區三好町 小石川區掃除町卅三番地寄留
京橋區大錦町 大川屋
日本橋區橋町四丁目 鶴聲社







特15

343

031694-000-6

特15-343

大日本帝国傍訓憲法並附則

本城 松之輔／訓

M 2 2

B B E - 0 3 2 1

